



年頭のご挨拶

建築基本法制定準備会 会長
神田 順

明けましておめでとうございます。

建築基本法制定準備会も無事越年。昨年は、8月終わりころから、急に動きが出てきて、政党のマニフェスト、議員会館でのシンポジウムで議員との対話、韓国での建築政策シンポジウムでの招聘講演、建築学会での基本法提言に向けての活動、そして社会資本整備審議会での「質の向上」に向けての審議のスタートと、大忙しでした。

いろいろな場へ呼んでいただき、建築基本法でどのようなことを期待するのか。その時々、人々に語ってきました。国会で法律ができるということは大変なことです。社会規範として、「安全で住みよい環境をだれもが考える」という制度を作っていく必要があります。多くの人の知らないうちに法律ができていたのでは、そもそもの趣旨が違います。専門家でない、国民の間での十分な議論を醸成した上で、どのくらい安全にすべきか、どのくらい国の規制が必要か、そんな議論を繰り返した結果が、国会審議に反映する、という状況を作って行きたいものです。

土地基本法はあつという間にできたけど、あまり機能していないようでもあります。住生活基本法は国土交通省の肝いりで2年たらずで制定。環境基本法ができるのには10年と聞きました。われわれの活動も今年で6年目。これからが正念場という状況です。皆さまの一層のご支援をお願いします。

本準備会の対外的活動 (2008年9月～2008年12月)

- ・東京財団政策研究部研究会(9月3日東京都港区)
講演「建築法制度のあり方について」及び意見交換。
- ・建築基準法再改正を考える集い(9月13日岐阜市)
本会の概要説明及び意見交換。
- ・全政党へ建築基本法制定のマニフェスト掲載を要請(9月16日)－国会に議席を持つ全ての政党に要請文を郵送。
- ・日本建築学会ランチタイム懇親会(9月20日広島大学)
本会の動向を紹介する。
- ・日本建築学会研究協議会(9月21日広島大学)
発表「建築技術と法令の役割」及び討論。
- ・NIB (New Intelligence Bureau) 383 回例会(10月7日東京都港区)－講演「建築基準法を建築基本法に変える」
- ・国会議員と意見交換シンポジウム
「建築基本法の制定の意義と期待される役割」(11月20日参議院議員会館)を開催－詳細別掲。
- ・建築政策に関する国際シンポジウム(11月27日韓国ソウル市)－発表「Activities for Building Fundamental Law in Japan」
- ・BCS 技術研究部会(12月5日東京都中央区)
講演「建築基本法の提案」。

■国会議員との意見交換シンポジウム報告■

本会は、08年11月20日、参議院議員会館第二会議室で、「建築基本法の制定の意義と期待される役割」と題したシンポジウムを開催。超党派の国会議員29(本人20+代理秘書9)名を含む約100人の参加者を集め、「建築に関する国民の共有理念を定める建築基本法」について活発な議論を展開した。

冒頭、神田会長が、「開かれた場で、関心をもつ国会議員と直接意見交換を、とシンポを企画した」と趣旨説明。党派を超え、率直に議論する姿勢を示し、「建築基準法と建築士法を基本とする法体系の混乱と限界」「姉歯問題への意見書」「国交省が社会資本整備審議会に建築基本法へ前向きな諮問(08年9月)」などの現状認識を述べ、基本法制定の意義と役割を解説した。

その意義とは「国民が建築の法の役割を理解できる」「社会が建築の理念、特に社会資産としての意味を共有する」「国は基本だけを定め、社会的合意を前提に自治体が具体的かつ簡潔な規制を定める」などの点。

役割としては「質の高い建築の国民的認識の向上」「建築

主、事業者、設計者、技術者、施工者、維持管理者、国、自治体の責務の明確化」「新しい社会にふさわしい、国の基準、専門家資格、自治体の建築許可制度を基本から作り直すこと」などをあげた。

＜国会議員のコメント＞

神田会長のプレゼンテーションを受け、出席した議員諸氏から次のような発言があった。

「国民にとって住宅は一生の資産。上物の価値をしっかりと認めなければならない。とくに木造の民間住宅に木の文化を復活させるべき」(前田武志／参／民主)

「大学は建築学科で構造を学んだ。適判の問題など建築現場は大混乱。安全に関してはわかりやすく。公明党は基本法制定をマニフェストに載せる」(浜田昌良／参／公明)

「政治は、数値と言語の世界の調和をめざす。その点、建築には多くの問題が露呈。国交省だけに任せてはおけない。横断的にやるべきだ」(小川勝也／参／民主)

「建築法規は、ずいぶん改悪が進んでいる。社会システムが建築のあり方を決める」(馬淵澄夫／衆／民主)

「人間の一生と建築は切り離せない。金融のしくみ、たとえばリバース・モーゲージなどの視点も重要」(中村てつじ／参／民主)

「昨日、長期優良住宅普及促進法の審議をした。まっとうに建築の仕事をしている人が法律のせいでも苦勞する現実をなんとかしないといけない」(森本哲生／衆／民主)

「地盤の悪い所に家を建てるのはまずい。安全は建物だけでなく、地域の問題でもある」(田名部匡省／参／民主)

＜参加者からの多様な意見＞

続いて、本会の4幹事(山岡淳一郎、黒木正郎、萩原淳司、竹川忠芳)がそれぞれの視点から基本法の必要性を説き、参加者との自由討論に移った。以下、意見を列記する。

「基準法を超えて裁量できる専門家には責務とともに権限を与えよ。だからこそ資格だろう」(構造技術者)

「建物の寿命を縮めているのは強度ではなく、社会的状況。

ストック活用には用途変更をもっと柔軟に」(弁護士)

「改修に資格なく、新築の技術者資格のみ。現場性の強い改修には技術者養成面からも独自資格を」(改修技術者)

「国交省のいう安全で質の高い長寿命建築は、歴史的建物になる前に『既存不適格』になる。基本法のなかに既存ストック活用を位置づけてほしい」(建築設計者)

これに対し、神田会長は「基準法は新築対象だが、建築基本法は新築、既存ストック活用を包含するもの。国交省主導ではだめだが、協力も必要。幅広い、国民的議論を踏まえた議員立法が基本法制定の本筋だろう」と回答。

「建築は、しばしば住民の合意形成を求めるのに法規がわかりにくい。制度を知らず合意は困難。普通の人々が、何が大切か、わかって守れる法律を期待する」(一般市民)

「国民はマンションが最低基準で建てられていると知らない。現実とのギャップが問題。基本法はプログラム法で拘束力なし。基準法以下の実施法がどう変わるか示してほしい」(経済研究者)

「韓国の建築基本法は5年ごとのプログラムを決めている。そのあたりまでフォローすべき」(建築研究者)

「役所の建築担当者が、建築を知らない。吏員のレベルを上げないと壮大なムダになる」(建設業者)

「土木(鉄道)の構造は認定事業者制度で、個々の技術者に任せる考え方が採られている。建築の規制強化を改め、専門技術者を信頼する方向へ改めよ」(建築研究者)

「専門家が責任を取るのであれば、現実はどう金銭的に贖うのかシステムを考えて欲しい」(構造技術者)

「司法書士を二十数年やってきて、住宅の問題ともかかわってきたが、今日の議論は大変参考になった。議員活動に役立てたい」(姫井由美子／参／民主)

最後に神田会長が、「責任、と言うは易しいが、行方は難しい。建築のしくみ全体を改めるには、さらにさまざまな立場の人との議論が必要。今日は、その第一歩になった」とシンポジウムを締めくくった。(文責／幹事会)

事務局からのお知らせ

(1) 年会費(5,000円)のお願い

振込み先:三菱東京UFJ新宿中央支店
口座名:建築基本法制定準備会事務局
口座番号:(普)5699064

(2) 事務局連絡先

電話: 044-430-2850 FAX: 044-430-2851
住所: 〒211-0025 川崎市中原区木月2-2-16
建築設計事務所アトリエ71
E-mail: info@kihonho.jp / http://www.kihonho.jp/